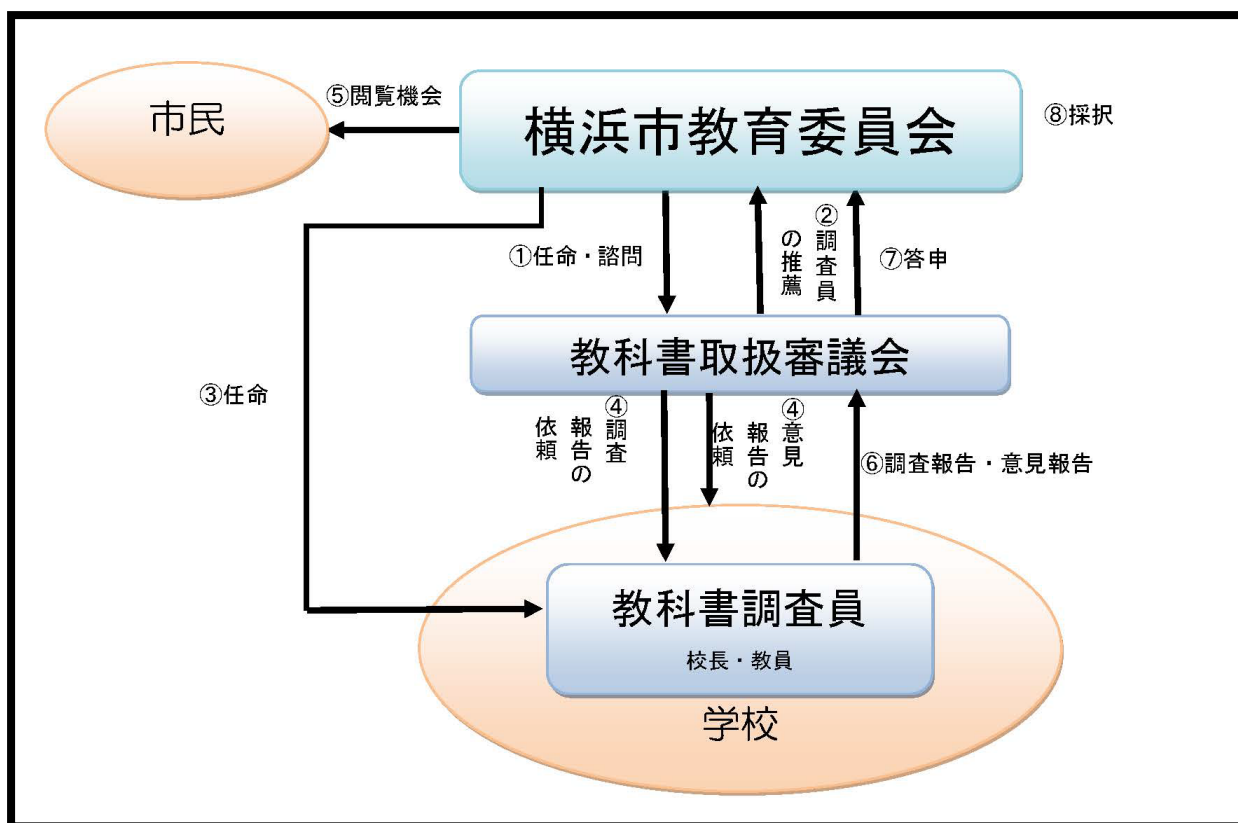


〈高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級 採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」(以下「審議会」)を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査報告を依頼します。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- ⑤ 市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。(市立 18 図書館で開催)
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査報告を、各学校長は審議会に意見報告をそれぞれします。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。